

広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十一号

広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 電子署名 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名</p> <p>ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名</p> <p>ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名</p> <p>二 (略)</p> <p>(電子情報処理組織による処分通知等) 第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うとする県の機関等は、当該処分通知等について規定した条例等の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を条例第四条第一項に規定する県の機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該県の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならぬ。この場合において、当該県の機関等は、当該処分通知等が電子署名を要するもの</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第一条第一項に規定する電子署名をいう。</p> <p>二 (略)</p> <p>(電子情報処理組織による処分通知等) 第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うとする県の機関等は、当該処分通知等について規定した条例等の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を条例第四条第一項に規定する県の機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該県の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならぬ。この場合において、当該県の機関等は、当該処分通知等が電子署名を要するもの</p>

と認めるときは、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該県の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

4—6 (略)

(電磁的記録による作成等)

第七条 県の機関等は、条例第六条第一項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る情報を県の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録する方法又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製する方法により行うものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サーバ等、クラウド・コンピューティング・サーバ等(官民データ活用推進基本法(平成二十八年法律第百三三号)第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サーバ等)をいう。)その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

(署名等に代わる措置)

第八条 条例第三条第四項に規定する規則で定める措置は、電子署名及び第三条第三項ただし書に規定する措置とする。

2 条例第四条第四項に規定する規則で定める措置は、電子署名とする。

3 条例第六条第三項に規定する規則で定める措置は、電子署名とする。

と認めるときは、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該情報と併せて当該県の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

4—6 (略)

(電磁的記録による作成等)

第七条 県の機関等は、条例第六条第一項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る情報を県の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録する方法又は磁気ディスク(これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する方法により行うものとする。

(署名等に代わる措置)

第八条 条例第三条第四項に規定する規則で定める措置は、電子署名(当該電子署名を行う者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)及び第三条第三項ただし書に規定する措置とする。

2 条例第四条第四項に規定する規則で定める措置は、電子署名(当該電子署名を行った県の機関等を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)とする。

3 条例第六条第三項に規定する規則で定める措置は、電子署名(当該電子署名を行った県の機関等を確認するために必要な事項を証する電子証明書が添付されるものに限る。)とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。